



福知山市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



令和3年(2021年)9月策定
令和7年(2025年)3月改定



改定にあたって	1
はじめに	1
(1) 福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)とは	2
1 計画の背景	3
(1) 国の地球温暖化対策の動向	3
(2) 地球温暖化対策に関連する動き	4
2 計画における基本的事項	8
(1) これまでの事務事業に伴う環境負荷低減への取組	8
(2) 計画策定の趣旨	9
(3) 本計画の適用範囲	9
(4) 対象とする温室効果ガス	9
(5) 計画期間	10
(6) 基準年度	10
(7) 削減目標	10
3 温室効果ガス排出量の把握	11
(1) 温室効果ガス排出量の算定方法	11
(2) 電気の排出係数	12
(3) 温室効果ガス排出量の算定結果	12
4 基本方針と推進施策	13
(1) 温室効果ガス排出量の削減に向けた基本方針と施策	13
(2) 温室効果ガス排出量の削減目標	18
(3) 各施設の分類	18
(4) 施設分類別の取組方針と全体の推進方針	19
5 推進体制	23
(1) 推進体制	23
巻末資料	25



再エネ100宣言
RE Action

改定にあたって

本市では、令和3年(2021年)9月に、福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定しました。その中で、令和32年(2050年)に温室効果ガス排出量ゼロを達成するための中期目標として、2030年度に到達すべき排出量削減の水準を明確にしました。

この度、令和3年(2021年)10月に閣議決定された政府の地球温暖化対策計画に沿う内容とするため、温室効果ガスの削減目標量を上方修正する改訂を行いました。また、事務事業編策定からの3年半で本市が取り組んできた推進施策の進捗を示しました。

はじめに

世界的な脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進む中、福知山市は国民運動「COOL CHOICE

(=賢い選択)」の趣旨に賛同し、SDGs(持続可能な開発目標)と密接に関係している地球温暖化対策として、気候変動への緩和策の推進について、市民・事業者・関係機関の皆さんと共に行動していくことを令和元年(2019年)4月に宣言しました。

本市の歴史は水害との戦いの歴史です。明智光秀の治めた時代には、すでに治水対策は始まっていました。



福知山城 昇龍橋から撮影
(平成26年8月豪雨)

いかに!
福知山

智慧を活かした賢い選択。 明るい光で、秀でるまちに。

クール CHOICE
福知山市「COOL CHOICE」宣言

COOL
CHOICE

未来のために、いま選ぼう。

**福知山市は、地球温暖化対策のため
クール CHOICEを推進します。**

本市の歴史は水害との戦いの歴史です。
この地を治めた明智光秀の時代には、すでに水害との戦いがあり、近年も、
気候変動に起因すると考えられる豪雨によって、深刻な水害が毎年のように発
生しています。
だからこそ、市民・事業者・市役所など地域全体で気候変動の危機を認識し、
率先して対策を実践する必要があります。
SDGsやこれを受けて作成された第5次環境基本計画に謳われる通り、気候
変動対策を地域の諸課題の解決と結びつけ、COOL CHOICE(=賢い選択)
の実践が地域経済や暮らしを豊かにすると捉える人が一人でも増えることを
願い、これを推進します。

平成31年4月

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界の持続可能な
開発目標(持続可能な開発目標)です

福知山市長 大橋 一夫

福知山市みどりの親善大使
ゴーヤ先生

福知山市
fukuchiyama city

本市を流れる由良川は、かつては水運として栄え、海から40km離れた福知山城のあたりでも海拔10mほどで、その穏やかな流れにより、船による物流も盛んでした。

その反面、ひとたび豪雨や台風になれば、幾度と無く氾濫を引き起こしています。

近年の雨はこれまでにない降り方をしており、土砂災害の増加や、由良川流域では、平成25年(2013年)からの6年間に4度も大きな浸水被害に見舞われるなど、地球温暖化による気候変動の影響は確実に出てきています。

地球温暖化による気候変動は、もはや他人事ではありません。私たち一人ひとりが、この気候変動にどう向き合うか、そして、どう行動するかが大切です。水害のまちだからこそ、世界に先駆けて地球温暖化対策を率先実行し、明智光秀の名にもあるように、「智」恵を活かした賢い選択で、未来に「明」るい「光」を灯して、「秀」でるまち「福知山」を築きます。

(1) 福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)とは

福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」と表記)第 21 条第 1 項により市町村等に策定が義務付けられている計画で、本市が実施している事務・事業に伴って排出するエネルギー起源の温室効果ガスの削減目標や削減に向けての取組などを定める計画です。

本計画は、根拠法及び国の計画並びに本市の上位関連計画等を踏まえて策定しました。

なお、市域全体の温室効果ガスの削減に関する取組は、福知山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含する、『福知山市エネルギー・環境基本計画』で定めています。

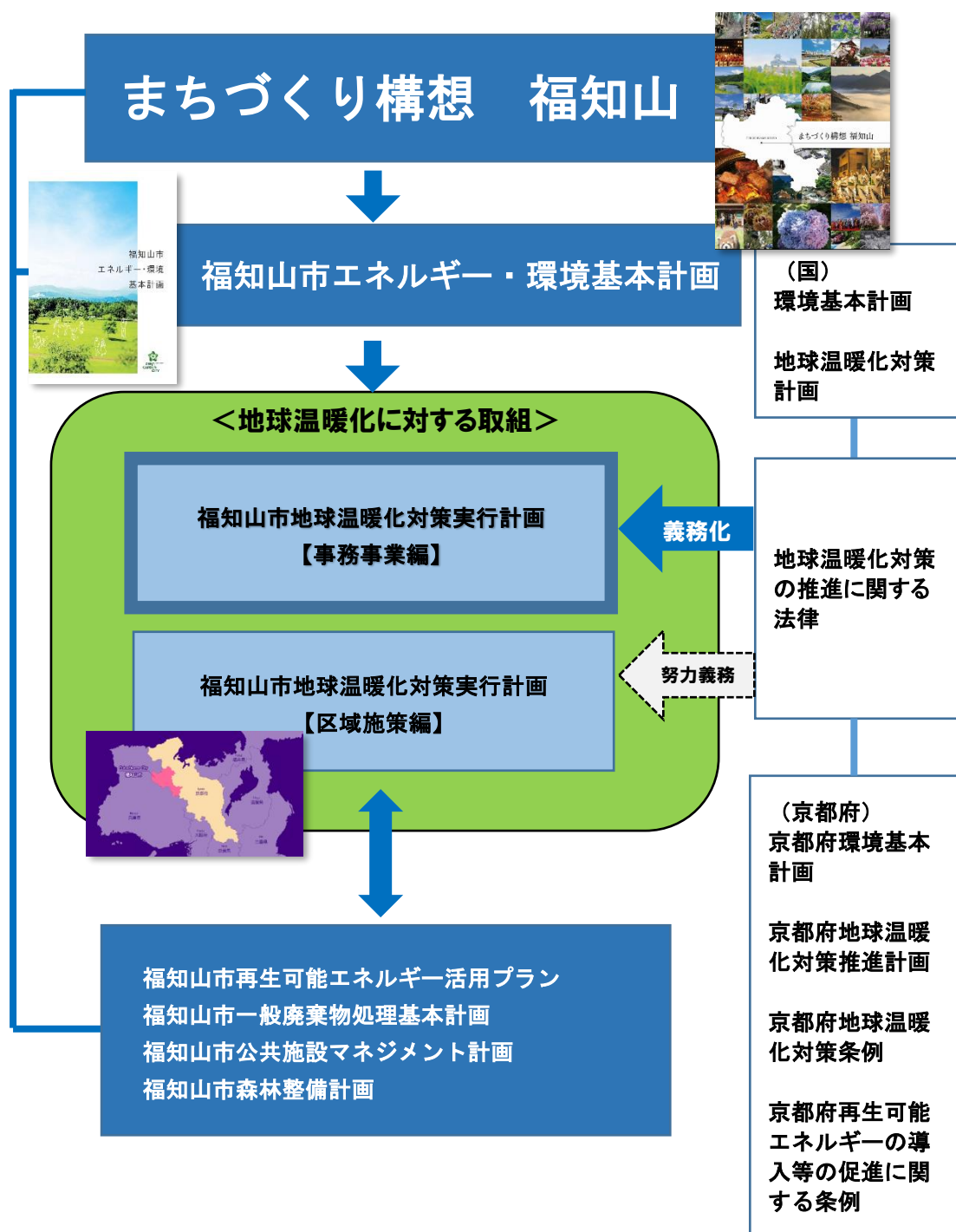


図 1-1 関連計画との位置づけ

1 計画の背景

(1) 国の地球温暖化対策の動向

平成27年(2015年)にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、気候変動に関する新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が目標として掲げられました。

国では「パリ協定」が採択されたことを受け、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標とした「地球温暖化対策計画」を策定し、平成28年(2016年)5月に閣議決定しています。その後、令和3年(2021年)10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では令和12年(2030年)度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦すると明記しています。地方公共団体を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源二酸化炭素排出量を51%削減する目標が設定されています。



パリ協定採択時の会議の様子

また、令和2年(2020年)10月26日には、日本における令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロ

ロが宣言されました。

表1-1 国の地球温暖化対策計画の概要

計画期間	閣議決定日～2030 年度(令和12年度)末まで(中期目標)	
国の削減目標	2030 年度(令和12年度)(中期目標)	2013 年度(平成25 年度)比 46.0%減
	2050 年度(令和32年度)(長期目標)	令和2年10月に、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを宣言
地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項	PDCA サイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行	原則として、全ての事務及び事業を対象とした温室効果ガス排出抑制に係る取組のPDCAの体制の構築・運営等
	再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進	庁舎や公共施設等(遊休地・遊休施設を含む)での再生可能エネルギー等の率先導入・活用・省エネルギーの推進等
	地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進	再生可能エネルギー活用により、災害時の停電リスク低減など、地域課題の解決にえられるよう配慮した地域密着の施策推進等
	地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携	他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施の推進等

表1-2 国の地球温暖化対策計画におけるエネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

単位：百万t-CO ₂	2013 年度実績	2019 年度実績	2030 年度各部門の排出量の目標・目安	削減量の目安 2013 年度比
エネルギー起源 CO ₂	1,235	1,029	677	△558 (45%減)
産業部門	463	384	289	△174 (38%減)
業務その他部門	238	193	116	△122 (51%減)
家庭部門	208	159	70	△138 (66%減)
運輸部門	224	206	146	△78 (35%減)
エネルギー転換部門	106	89.3	56	△50 (47%減)

※「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」より

(2) 地球温暖化対策に関連する動き

SDGsについて

令和12年(2030年)までの世界の「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」で、環境・経済・社会を統合的に発展させ、「誰ひとり取り残さない」ための17の目標と、169の具体的なターゲットで構成されています。

本市においても、関連が深い目標を考慮して推進していきます。

国連持続可能な開発目標 (SDGs)			
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

環境省作成 「持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド【第2版】」より抜粋

再エネ100について

「再エネ100」とは、企業等が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことをめざす取り組みのことです。

国際的なイニシアチブとしては、世界の大企業(消費電力量が年間100GWh以上、日本企業については50GWh以上等)が参加する「RE100」があり、「Renewable Energy100%」の頭文字をとって「RE100」と命名されています。

平成26年(2014年)に国際環境NGOの呼びかけで発足し、令和7年(2025年)2月末時点で、世界で439社、日本では89社が加盟しています。

平成30年(2018年)6月には、環境省が公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画し、「RE100」を広く普及させるため、自らも一需要家として令和12年(2030年)までに施設等で使用する電力を100%再エネ電気で賄うことをめざしており、深刻化する気候変動問題への対応や日本全体のエネルギー安全保障の向上、地域活性化への貢献のため、率先的に導入を進めています。

なお、日本国内の中小企業や自治体、教育機関、団体等向けの枠組みとしては、令和元年(2019年)10月に再エネ100宣言RE Action協議会の呼びかけによる「再エネ100宣言RE Action」が発足しています。

なぜ再エネ100に取り組むのか

地球温暖化やエネルギーコストの上昇等、「化石燃料による発電=リスク（座礁資産）」という認識が世界的に高まっており、化石燃料に依存しない事業活動が求められています。

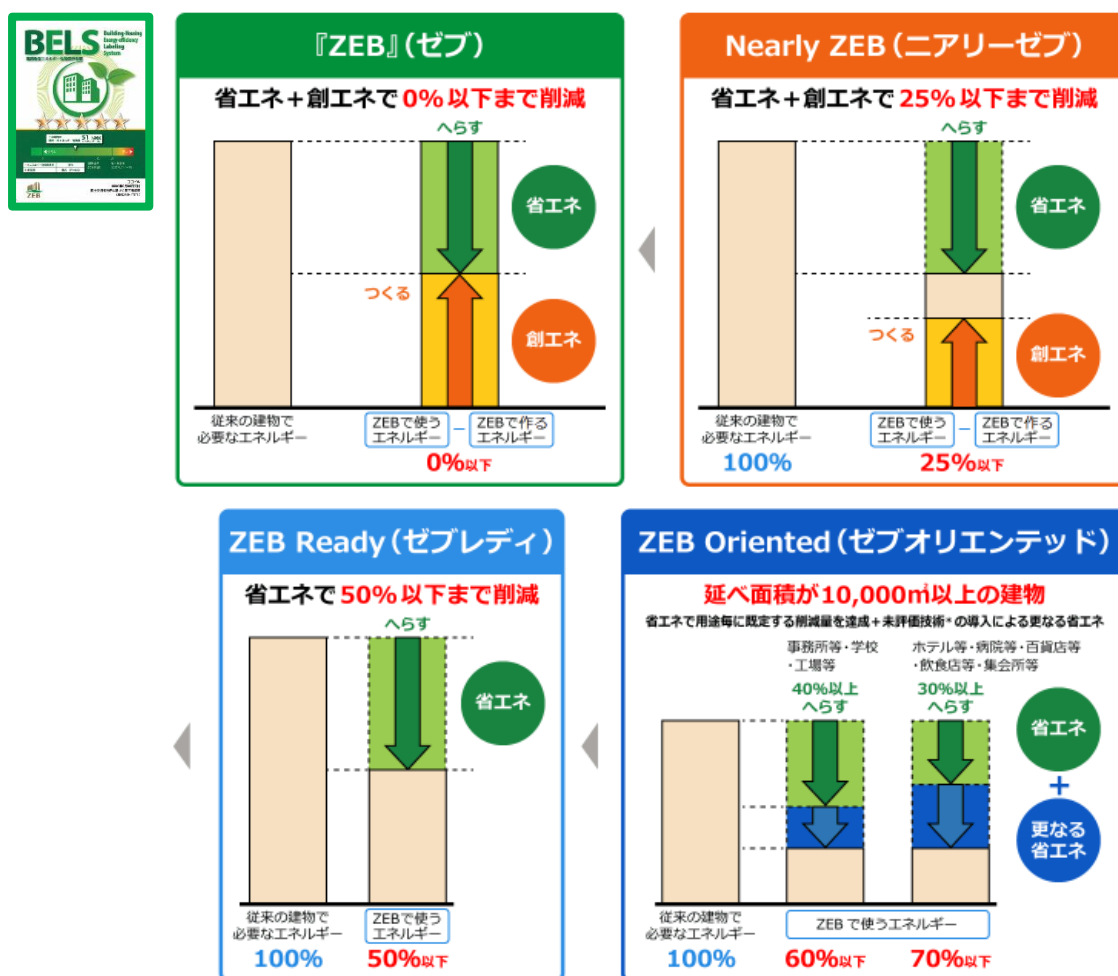
企業が再生可能エネルギー調達の必要性を発信することで、再生可能エネルギーの市場規模が拡大し、調達選択肢の増加、価格低下につながり、安価で安定した再生可能エネルギー供給を受けられるようになります。

影響力の大きい企業が、「脱炭素需要」のシグナルを市場に届けることで、投資、イノベーションを促し、好循環を創出します。

海外では、需要家の発信により再生可能エネルギー市場がいち早く活性化し、再生可能エネルギー調達コストが年々下がっています。

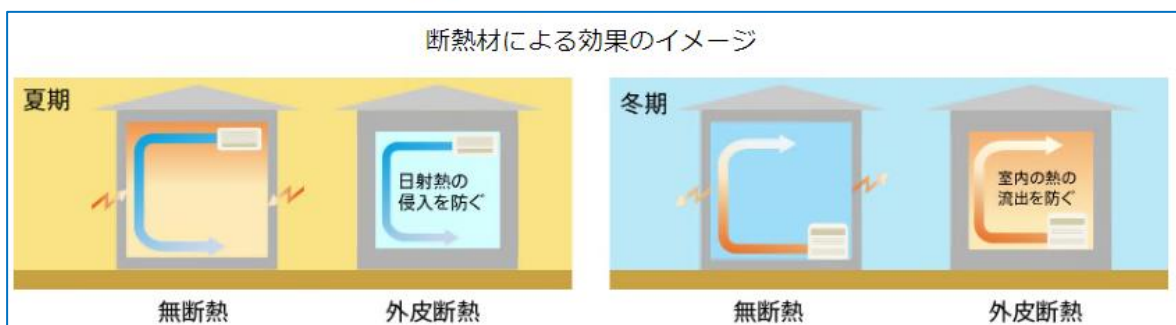
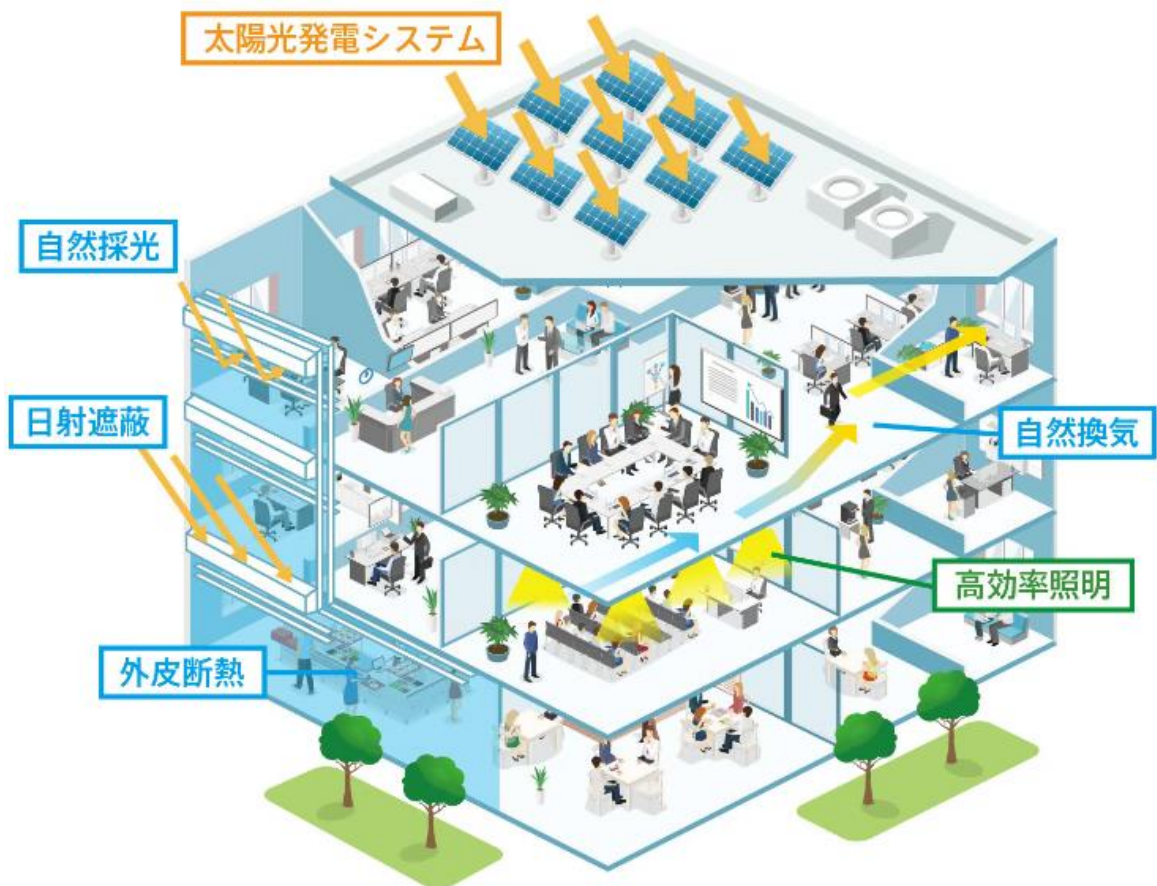
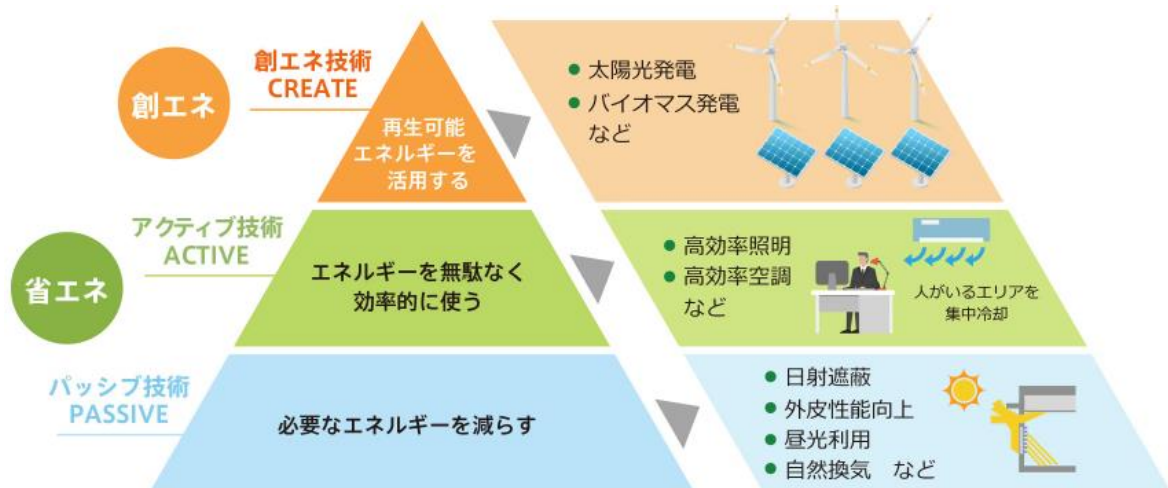
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) について

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。なお、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階が定義されています。



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

環境省 HP 「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)」 及び
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 HP 「BELS 評価業務実施指針」より抜粋

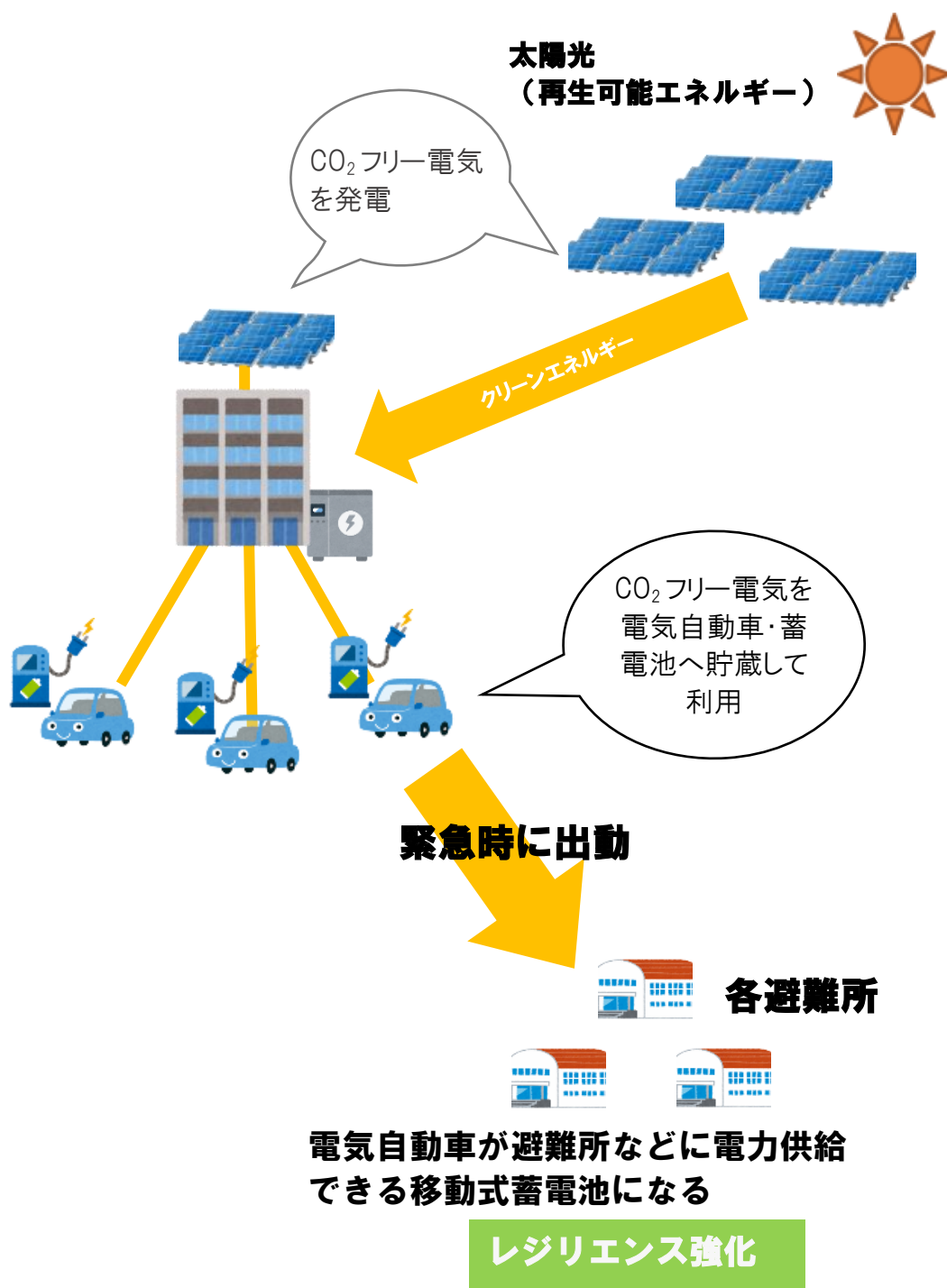


環境省 HP 「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)」より抜粋

電気自動車（EV）について

電気自動車は、ガソリンや軽油等の化石燃料ではなく電気を使用して走行するため、排出ガスを出さないクリーンエネルギー車であり、また、搭載された大容量蓄電池は“走る蓄電池”として、災害時の非常用電力としても力を発揮するため、レジリエンス強化の観点からも注目を集めています。

また、充電する電気を再生可能エネルギー由来の電気に切り替えることで、走行時のCO₂削減も図れることから、国際的にも「EV100」などで、企業等が電気自動車に移行またはインフラ整備等を進める動きが広がっています。



2 計画における基本的事項

(1) これまでの事務事業に伴う環境負荷低減への取組

本市では、事務事業に伴う環境負荷を低減するため、市役所全ての職場を対象に「福知山市役所エコオフィス計画(平成11年度(1999年度)～平成15年度(2003年度)」及び「福知山市役所地球温暖化対策実行計画(平成20年度(2008年度))」を策定し、エコオフィス推進本部のもとに推進してきました。

また、「持続可能で豊かなまち福知山」を育てていくための環境将来像や環境政策を定めた「福知山市環境基本計画」を推進するため、本庁舎の活動及びサービスが環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境マネジメント活動を行うため、環境宣言を平成23年(2011年)12月1日に制定し、「KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)ステップ1認証」などの各種取組を実行し、温室効果ガス(二酸化炭素換算)の削減に取り組んできました。

環 境 宣 言

基本理念

福知山市は、「持続可能で豊かなまち福知山」を育てていくための環境将来像や環境政策を定めた「福知山市環境基本計画～環境の環づくりをめざして～」を策定しました。本計画では、「地球環境の保全」「自然環境との共生」「循環型社会の構築」を市民・事業者・市民団体、そして市がパートナーシップを形成しながら推進することとしています。

福知山市は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減及び環境保護に努力します。

方 針

福知山市は、本庁舎における行政サービス、行政事務、事業活動に係わる全ての活動及びサービスの環境影響を改善するために、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して環境保全に努めます。

1 本庁舎の活動及び行政サービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応等を含みます。

2 本庁舎の活動及び行政サービスに係わる環境関連の法律、条例及びその他の要求事項を順守します。

3 本庁舎の活動及び行政サービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。

(1) 省エネルギーの推進(電力使用量の削減)

(2) 省資源の推進(PPC用紙使用量の削減)

(3) 省資源の推進(公用車の燃費の向上)

4 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を組織の全員に周知するとともに福知山市ホームページ等により広く公開し、一般の人々が入手できるようにします。

5 福知山市地域の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、環境改善目標を設定するとともに、定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日 平成23年12月 1日

改訂日 平成29年12月 1日

福知山市長 大橋 一夫

(2) 計画策定の趣旨

令和2年(2020年)10月に、日本は「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」をめざすことを宣言しました。さらに、温対法第21条第1項の規定に基づき、令和3年(2021年)10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源二酸化炭素排出量を令和12年度(2030年度)までに51%削減することとされました。

本市においても、令和4年(2022年)2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」を表明し、本市がこれまで取り組んできた事務事業に伴う環境負荷を低減の取組について、時代に合ったものに内容を見直し、整合性をもたせることにより、令和12年度(2030年度)までに51%削減の実現を図るため、「福知山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」と表記)を策定し、更なる地球温暖化対策を推進していきます。

(3) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市が自ら実施する事務事業全般とし、すべての市有施設を対象とします。なお、市有施設については、用途が類似している施設ごとに区分します。

表2-1 施設分類別の主な対象施設

施設分類(※)	主な対象施設
①行政施設	市役所、各支所 等
②文化施設	福知山城、佐藤太清記念美術館、厚生会館 等
③福祉施設	各保健福祉センター、児童館 等
④スポーツ施設	三段池公園総合体育館 等
⑤学校施設	各小学校、中学校 等
⑥消防施設	消防防災センター、各分署 等
⑦一般廃棄物処理施設	環境パーク 等
⑧病院施設	福知山市民病院 等
⑨下水道施設	終末処理場 等
⑩その他施設	公衆トイレ、公用車 等

※施設分類は本計画におけるもので、法令等に規定する施設と一致するものではありません。

(4) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で定める温室効果ガスは、表2-2の7種類です。

このうち、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)です。

本計画では、温室効果ガスのうち、特にエネルギー起源のものに着目して削減計画を策定します。

なお、二酸化炭素(CO₂)は、主に電気、ガス、重油、軽油、ガソリンの使用によって排出され、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)は、自動車の走行により排出されます。

表 2-2 温対法第 2 条第 3 項で定める温室効果ガス

名称	地球温暖化係数	特徴
二酸化炭素 (CO ₂)	1	主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼や一般廃棄物中の廃プラスチック類の燃焼などにより発生する。最も多く排出されている温室効果ガス。
メタン (CH ₄)	28	一般廃棄物・下水汚泥の焼却、自動車の走行、水田や廃棄物最終処分場などでの、有機物の発酵などから発生する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	一般廃棄物・下水汚泥の焼却、自動車の走行、化学製品の製造過程や燃料の燃焼により発生する。麻酔ガスなどとしても用いられている。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4～12, 400	冷凍・冷蔵機器の冷媒や断熱材の発泡剤等に使用されている。
パーフルオロカーボン (PFC)	6, 630～11, 100	半導体の製造工程(洗浄剤)等で使用されている。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23, 500	半導体の製造工程や電気絶縁ガスとして使用されている。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	16, 100	半導体の製造工程等で使用されている。

環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」より

(5) 計画期間

本計画の計画期間は令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年間とします。計画内容は、5 年毎に見直しを行うことを基本としますが、情勢等が大きく変化した場合などは、その都度見直しを行います。

(6) 基準年度

本計画の基準年度は、平成 25 年度(2013 年度)とします。

(7) 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、国の目標として令和 12 年度(2030 年度)までに「2013 年度比で温室効果ガスを 46%削減」するとしています。このうち地方公共団体を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源 CO₂ 排出量を 51%削減することとしています。

本市においては、令和 12 年度(2030 年度)までに「2013 年度比で温室効果ガスを、国の計画と比べて遜色ない 51%削減すること」を目標とします。

削減目標 : 2030 年度までにエネルギー起源 CO₂ 排出量を 51%削減
 基準年度排出量 : 32,514 t-CO₂ (2013 年度排出量)
 削減目標量 : 16,583 t-CO₂ (基準年度 2013 年度排出量から 51%削減)
 削減後排出量 : 15,931 t-CO₂

※一般廃棄物、下水汚泥等の焼却に伴う CO₂ 排出量は非エネルギー起源 CO₂ 排出量であるため、本計画における削減目標には見込んでいません。

※非エネルギー起源 CO₂ の削減目標等については、市域全体の取組み施策と連動するため、福知山市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)において、目標設定を行い整理していきます。

3 温室効果ガス排出量の把握

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量については、平成29年(2017年)3月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。

温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに、地球温暖化対策推進法施行令で定める方法により算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

温室効果ガス総排出量は、CO₂排出量を1とし、CH₄や N₂O については、地球温暖化係数(CH₄=28、N₂O=265)を各気体の排出量に乗じて、CO₂排出量に換算したものと CO₂排出量を合計した量となります。

温室効果ガス排出量の算定式

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{各気体別排出量} \times \text{各地球温暖化係数}$$

(地球温暖化係数：CO₂=1、CH₄=28、N₂O=265)

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{温室効果ガス排出量の合計値}$$

【気体別排出量の算定】

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量(電気)} = \text{各区分別活動量} \times \text{各電気事業者別排出係数※1}$$

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量(電気以外)} = \text{各区分別活動量} \times \text{各種燃料別の排出係数※2} \times 44/12※3$$

$$\begin{aligned} \text{その他の温室効果ガス排出量(CH}_4\text{、N}_2\text{O 等)} \\ = \text{各区分別活動量} \times \text{各区分別の各気体排出係数} \end{aligned}$$

※1 毎年告示(改正)される温対法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の告示(平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号)に基づく排出係数となります。

※2 「各種燃料別の排出係数」は、各種燃料の単位発熱量×炭素排出係数を乗じたものです。

※3 「44/12」は、二酸化炭素分子1個の炭素原子1個に対する重量の比を表し、燃料中の炭素原子1個につき二酸化炭素分子1個が発生するという比例関係を踏まえ、炭素の量を基に二酸化炭素の量を割り戻すべく、44/12 を乗じています。

※ 排出量の算定値及び削減量の試算値について、四捨五入の関係で施設分類の排出量と全体合計値や各削減試算量とその合計値など数値が一致しない場合があります。

(2) 電気の排出係数

電気事業者別の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣の告示により基礎排出係数が示されます。基礎排出係数とは、電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量（実二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数をいいます。

告示時期は、「温室効果ガス総排出量」の算定を行う年度（以下「N年度」と表記）の11月～12月に、前（N－1）年度実績に基づいた排出係数が示されます。

このため、今後のN年度を行う「温室効果ガス総排出量」（N－1年度実績）の算定には、N年度に告示・公表される基礎排出係数（N－1年度実績）を用い算定します。

表3-1 2023年度の電気事業者の基礎排出係数及び電力総使用量に占める供給割合

2023年度の 電気事業者	電気事業者の 基礎排出係数 (単位 kgCO ₂ /kWh)	事務事業に伴う電力総使用量 に占める供給割合
関西電力株式会社	0.360	70.7%
たんたんエナジー株式会社	0.113 調整後排出係数:0.000 ※	20.5%
九電みらいエナジー株式会社	0.421	8.8%
株式会社エネアーク 関西	0.466	0.0%

※非化石証書購入による再エネ由来電気の供給であるため、調整後排出係数を併記しています。

(3) 温室効果ガス排出量の算定結果

令和5年度（2023年度）の本市の事務事業に伴うエネルギー起源CO₂排出量は、17,838t-CO₂です。

表3-2 本市の事務事業に伴う2023年度の温室効果ガス総排出量

種別	使用量	温室効果ガス 排出量	全体に占める 割合
電気	36,084,100 kWh	10,905 t-CO ₂ /kWh	61.13%
都市ガス	1,802,000 Nm ³	4,127 t-CO ₂ /Nm ³	23.14%
LP ガス	35,700 kg	107 t-CO ₂ /kg	0.60%
A 重油	571,900 L	1,574 t-CO ₂ /L	8.82%
軽油(車両を含む)	53,900 L	141 t-CO ₂ /L	0.79%
灯油	294,800 L	738 t-CO ₂ /L	4.14%
ガソリン(車両を含む)	106,600 L	244 t-CO ₂ /L	1.37%
その他の要因		2 t-CO ₂	0.01%
2023年度 温室効果ガス総排出量		17,838 t-CO ₂	100%

4 基本方針と推進施策

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標と現在の達成度

本計画のエネルギー起源CO₂排出量の削減目標としては、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）における削減目標と同等以上の水準である「51%削減」を掲げます。

目標達成に向けた措置としては、公共施設の省エネルギーの推進や太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入、公用車の電気自動車等への切替のほか、再エネ由来電力を積極的に取り入れ、排出量の多い市有施設などに低排出係数の電気事業者を採用していくことを検討します。

目標削減

2030年度までにCO₂排出量を51%削減（2013年度比）

暫定値	基準年度 (2013年度)	現年度 (2023年度)	目標年度 (2030年度)
排出量	32,514 t-CO ₂	17,838 t-CO ₂	15,931 t-CO ₂
削減量	—	14,676 t-CO ₂	16,583 t-CO ₂
削減率	—	45%	51%

(2) 各施設の分類（詳細は4(4)で後述）

施設分類	2013年度 温室効果 ガス排出量 (A)	2030年度 温室効果 ガス排出量 (B)	目標削減率 (2013年度比)
①行政施設	32,514 t-CO ₂	15,931 t-CO ₂	51%
②文化施設			
③福祉施設			
④スポーツ施設			
⑤学校施設			
⑥消防施設			
⑦廃棄物処理施設			
⑧病院施設			
⑨上下水道施設			
⑩その他施設			

(3) 温室効果ガス排出量の削減に向けた基本方針と施策

日本は「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」をめざすことが宣言され、本市においても令和3年(2021年)2月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)」をめざすことを表明しました。温室効果ガス削減に向けた基本方針は以下のものとし、各種施策により具体的な温暖化防止対策の推進策を進めていきます。

全体方針

福知山市は、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取組を行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。

- ✓基本方針1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- ✓基本方針2 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- ✓基本方針3 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- ✓基本方針4 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。
- ✓基本方針5 市の環境に関する目標の達成をめざして、施策を推進します。

以下では、市有施設のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量削減に向けた五つの施策について説明するとともに、目標値である「2013年度比51%削減」を達成するための具体的措置及びその定量的な目標を示します。

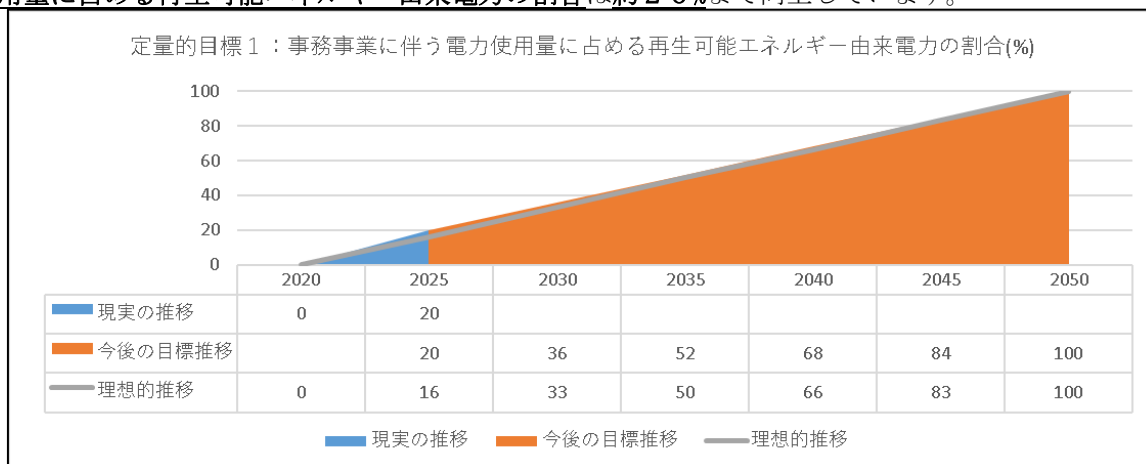
施策1 再生可能エネルギー設備の整備・地域新電力からの公共施設への再生可能エネルギー由来電力の導入(再エネ100の推進)

福知山市再生可能エネルギー活用プランや福知山市再生可能エネルギー事業化検討会議の提言等を踏まえ、エネルギーの地産地消と地域課題解決による地域内の「環境・経済・社会の好循環」を図る観点から、地域新電力会社からの公共施設への再生可能エネルギー由来電力の導入を推進してきました。

令和7年(2025年)2月末時点で、52の公共施設の電力を、再生可能エネルギー由来のものに切り替えました。これにより、約4,200t相当のCO₂排出量の削減に成功しました。

また、防災対策の観点から、避難所や主要施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を推進してきました。

令和7年(2025年)2月末時点で、15の公共施設、3か所の公共施設内の敷地に太陽光発電設備を導入しています。その中には、次のページで説明する「市民出資による公共施設でのオンサイトPPA」も含まれています。これらの設備による年間発電量は、市の公共施設で1年に使用する電力の約5%に相当する見込みです。また、2050年までに公共施設等で使用する電力を100%再エネ電気で購入することをめざしています。2025年現在の事務事業に伴う電力使用量に占める再生可能エネルギー由来電力の割合は約20%まで向上しています。



【市民出資による公共施設でのオンサイト P P A】

令和3年度(2021年度)以降、下図に示す「5者協定」に基づき、市内公共施設7地点で、地域新電力会社「たんたんエナジー株式会社」が100%出資する特別目的会社が設置した太陽光発電設備により発電された電気を、当該公共施設が使用する地産地消の取組を実施しています。これが「市民出資による公共施設でのオンサイト P P A 事業」です。

「オンサイト P P A」とは、発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電施設から発電された電気を需要家に供給する仕組みをいいます。

本事業は、本市の再生可能エネルギー導入のマスタープラン「福知山市再生可能エネルギー活用プラン」に掲げる再エネ導入推進プロジェクトの1つです。オンサイト P P A の対象施設は、防災対策の観点から、避難所指定されている公共施設（三段池体育館や小中学校等の教育施設）を優先しています。

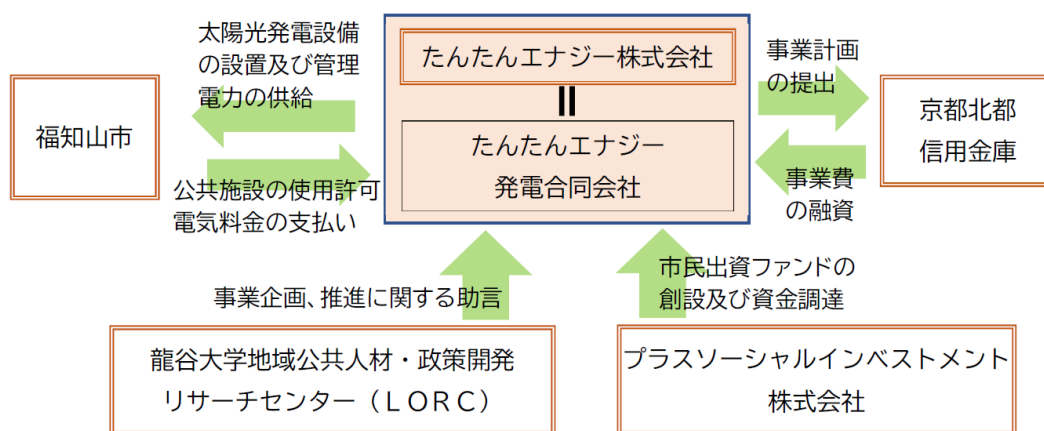
本事業の最大の特徴は、太陽光発電設備の設置費用の一部を「市民出資型」で募集する点にあります。このプロジェクトが市民の方にとって、まちづくりへの参加の一つの契機となればと考えています。

出資特典の返礼品には、市の観光施設の入場券などを選定しています。「実際に福知山市に訪れてみよう」と思っただけのものをお届けすることで、交流人口の獲得もめざしています。

なお、「市民出資型」と銘打ってはいるが、福知山市民に限定せずに広く出資を募っており、市外からの出資も可能となっています。

この取組を通して、エネルギーの地産地消や市内の再生可能エネルギーの普及拡大を行い、豊かで自立した持続可能な地域社会の実現をめざしています。

■協定に参加している5者による P P A 事業の役割



▲三段池公園総合体育館



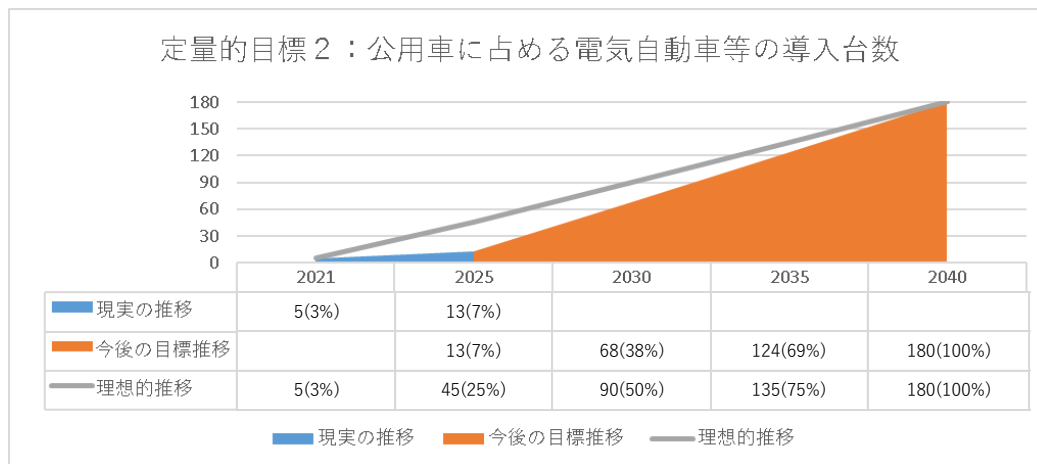
▲学校給食センター

Ⅰ 施策２ | 電気自動車等の導入（EV１００の推進）

本市の事務事業においては、公用車からの CO₂ 排出量の削減及び緊急時の非常電源として活用するため、公用車に占める電気自動車等の割合を、２０４０年を目途に１００％とします。

２０２５年２月末時点で、電気自動車等を１３台導入しました。公用車全体に占める割合は７％程度ですが、１００％をめざして導入を推進していきます。

また、充電する電気についても、再生可能エネルギー由来の電気の利用に努めます。



EV 充電設備（福知山市武道館）



急速充電設備（三段池公園）

福知山市公用車の更新等に関する基準

（目的）

第１条 この基準は、持続的な脱炭素社会の実現をめざして本市が定める「EV等１００計画」の推進のため、本市の公用車の更新等に関して基準を定め、公用車をEV等に計画的に更新等していくことを目的とする。

（定義）

第２条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 公用車 本市が購入、寄附又は賃借により所有又は使用する車両のことをいう。ただし、次の車両を除く。

- ア 乗合自動車
- イ 除雪車両
- ウ 建設作業車両
- エ 消防車両
- オ 市民病院及び上下水道部所管の車両

（２） EV等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。

（３） EV等１００計画 公用車に占めるEV等の割合を２０４０年目途に１００％とするための公用車の更新計画のことをいう。

（４） 更新等 更新及び新規取得のことをいう。

(基本検討)

第3条 公用車を更新する場合には、次の各号により検討し更新の要否を判断するものとする。

- (1) 使用の実績及び使用見込み等から公用車を継続して保持する必要性について検討する。
- (2) 用途の精査等により車両の小型化等の可能性を探り、同等車両の必要性について検討する。
- (3) 他部も含めて公用車のカーシェアを検討する。

(更新時期の基準)

第4条 更新の対象とする公用車は、前条の基本検討を経た次の各号に該当するものとする。

- (1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車については、初年度登録から10年以上経過かつ走行距離15万キロメートル以上のものとする。
- (2) バス・トラック等の特殊車両については、初年度登録から20年以上経過または走行距離50万キロメートル以上のものとする。
- (3) 著しい消耗や交換部品の製造中止等により車検取得ができない等その他特別な事由がある場合は、前2号の規定に関わらず更新の時期を前倒すことができる。また、前2号の規定を満たす場合でも車両の状態等により更新を保留することができる。

(車種選定の基準)

第5条 更新後の公用車の選定基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国産車を原則とする。
- (2) 更新後の車種にEV等が存する場合は、更新後車両の走行可能距離等の性能を検討したうえで、EV等に更新することを原則とする。
- (3) 更新後の車種にEV等が存しない場合は、EV等100計画の目標年次までの間、当面はEV等以外の車両によるリースの検討を行い決定するものとする。
- (4) 更新後車両の仕様を定める際は、用途を十分精査し、更新前の車両に比して低排出ガス性能、低燃費性能、低騒音性能その他自動車にかかわる環境負荷を低減する性能を向上させるようにしなければならない。また、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー由来電力からの給電に努めるものとする。

(リース車両の更新)

第6条 リース車両については、第4条の規定によらずそのリース期間の終了をもって更新の検討を行うこととし、その場合は第3条及び第5条の規定を適用するものとする。

(車両の新規取得)

第7条 車両を新規取得する場合は、第5条の規定を適用するものとする。

(事前協議)

第8条 更新等の必要が生じた場合、次の各号に掲げる事項を記載した文書により総務課長、エネルギー・環境戦略課長及び財政課長と事前協議する。

- (1) 更新等を必要とする理由
- (2) 更新等公用車の選定理由
- (3) その他の理由等

(車両の処分)

第9条 更新その他の理由により不要となる公用車の処分は、廃棄せず売却を行うなど可能な限り財源確保に努めるものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、公用車の更新等に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

Ⅰ 施策3 公共施設をZEB基準相当に適合させる事業・省エネルギー基準に適合させるための改修事業・LED照明の導入のための改修事業（省エネルギー対策の推進）

設備機器の省エネルギー対策更新だけでなく、建物の断熱性能向上など設備機器の高効率化との相乗効果を踏まえた省エネルギー対策を推進します。国の「エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）」では、「2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBの実現をめざす」とされており、新たに建築する市有施設については、ZEB仕様を検討することとし、2020年代の早い時期にZEBの標準化をめざします。

【主な推進内容】

●新築施設のZEB仕様の推進

●市役所本庁舎照明LED化

令和7年2月末時点で市本庁舎の照明の約91.5%のLED化が完了しています。

●小中学校照明LED化（体育館より順次切り替え）

令和7年3月末時点で市の小・中学校すべての体育館照明のLED化が完了する予定です。

●上記以外の公共施設の照明LED化の推進

全公共施設526か所中91か所において、非常灯を含む全照明がLED化済みです。

●街路灯・公園灯LED照明化

令和2年度から市内の街路灯と公園灯のLED化に取り組んでいます。推進にあたっては、SDGsの理念のもと二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の低減をはじめ、電気料金の削減、維持管理費の削減等財政負担の軽減及び地域経済の活性化の視点も取り入れ、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用したリース方式により実施します。



目標値達成のための措置と定量的目標（施策3）

項目	現在	定量的目標
公共施設の照明のLED化	全526施設中91施設	100施設を中間目標にLED化を更に推進する

Ⅰ 施策4 庁内での脱炭素・SDGsの推進

全庁横断的な取組を推進していく体制の構築のため、年1回、職員を対象とした温室効果ガス削減目標の達成状況の報告や環境エネルギーに関する研修等を実施します。

Ⅰ 施策5 福知山市「COOL CHOICE」宣言

本市は国民運動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、気候変動の緩和策の推進について市民・事業者・関係機関の皆さんとともに行動していくことを宣言し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に資する事務事業活動を推進しつつ計画を進めていきます。



啓発ポスターや啓発ロゴの掲示



市公用車への啓発ロゴの掲出

(4) 施設分類別の取組方針と全体の推進方針

目標達成に向けた基本方針を踏まえ、取組方針に基づき削減対策を推進していきます。本市が行う取組を定めるにあたり、本市の事務事業に関わる施設を10に分け、それぞれの施設の特性に応じて設備更新対策・運用対策に関する取組を定めます。

対象とする施設はすべての市有施設としますが、今後の状況(施設の統廃合等)に応じて順次設備・機器の更新等を行っていきます。

① 行政施設

エネルギー使用量の大きい施設が多いため、削減の余地も大きいと想定されますが、市民利用者へのサービスの維持・向上も考慮しつつ、可能な範囲で温室効果ガス削減を推進します。

② 文化施設 ③ 福祉施設 ④ スポーツ施設

市民の利用が多い施設のため、サービスの維持・向上も考慮しつつ、各施設の利用に応じた設備機器の設備更新や運用改善を実施し、温室効果ガス削減を推進します。

⑤ 学校施設

児童・生徒の学ぶ場として、学習環境を損なわないよう配慮しながら、設備機器の更新を実施し、温室効果ガス削減を推進します。

⑥ 消防施設

稼働時間が長い場所もあることから、使用用途などを勘案し、適切な設備機器の更新により、温室効果ガス削減を推進します。

⑦ 廃棄物処理施設

施設の効率化を検討し、温室効果ガス削減をめざします。

⑧ 病院施設

市民の利用が多い施設のため、サービスの維持・向上も考慮しつつ、施設利用に応じた設備機器の設備更新や運用改善を実施し、温室効果ガス削減を推進します。

⑨ 上下水道施設

効率的な設備の導入・更新に努めるほか、未利用エネルギーの活用に係る新たな技術エネルギーの検討など、温室効果ガス削減の推進を行います。

⑩ その他施設

道路照明や公園照明をLED化していくなどで電気使用量の削減を図り、温室効果ガス削減を推進します。また、公用車のEV推進などによる温室効果ガス削減の推進を行います。

【全体の推進方針】

継続的に温室効果ガスを削減していく庁内推進体制を構築し、事務事業全般にわたる省エネルギー対策に関して、継続的改善をめざします。

空調・照明機器の設備更新及び運用改善、建物断熱等のパッシブ手法の強化、再生可能エネルギー等導入、環境配慮型電力の調達、高効率熱源機器・電気式ヒートポンプ、ガス式ヒートポンプの導入、LED照明への交換、安定器の更新、断熱性の向上、日射の遮蔽、自然通風、自然採光などの対策を推進、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー等発電設備の導入、再生可能エネルギー由来電気(CO₂排出係数の低い電気)や地産電力等を供給する電気事業者と契約、照明機器のLED化を中心とする設備更新

このほか、職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮行動を推進することにより、温室効果ガスの排出量の削減を推進します。個々の取組による削減効果は大きくありませんが、全ての職員が実施することにより、全庁的な取組へと展開します。

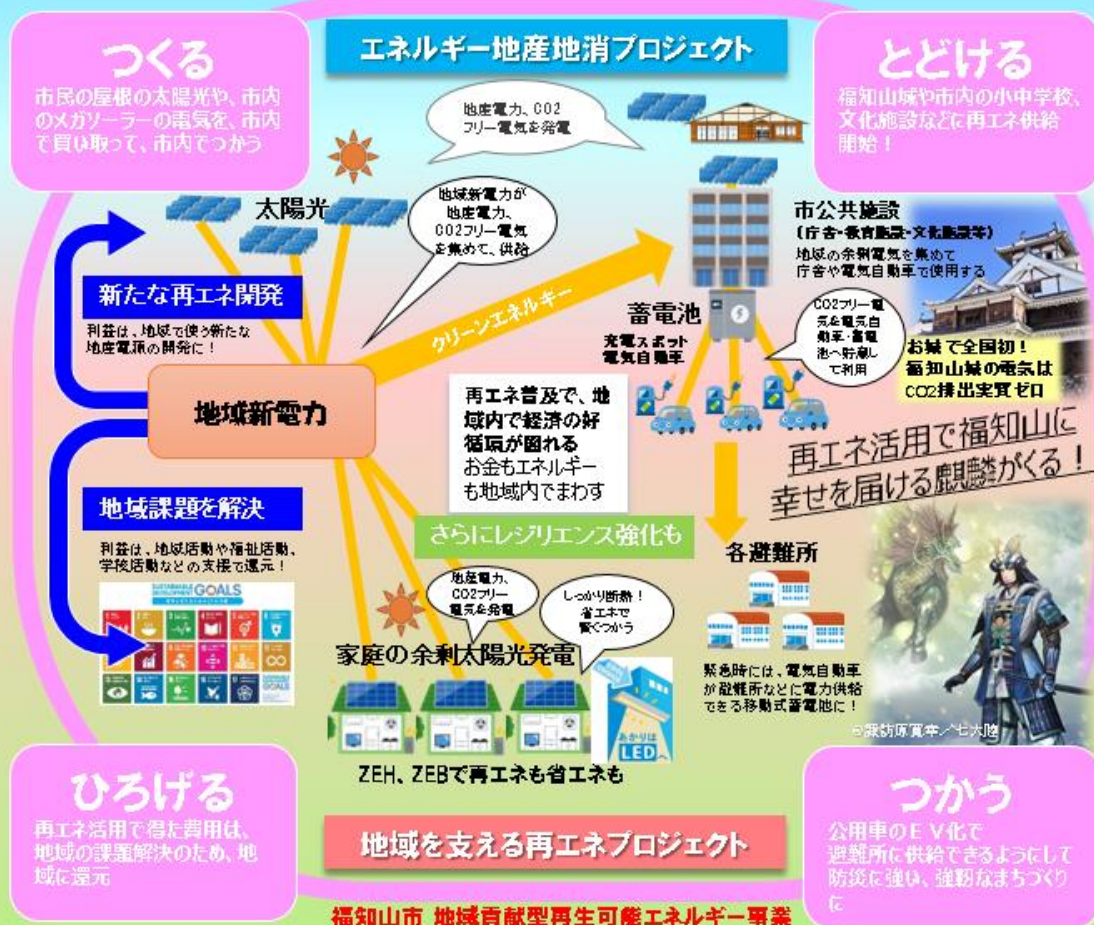


再生可能エネルギー100%へ

市民と進めるプロジェクト イメージ図

エネルギー
地産地消

地域を支える
再エネ



- ・2050年までにCO2排出実質ゼロへ
- ・クールチョイス(賢い選択)で省エネも



智慧を凝めた賢い選択。明るい光で、秀でる暮らし。



福知山市地域貢献型再生可能エネルギー事業 イメージ図



被災を乗り越え、地域の拠点がパワーアップ 京都府初！再エネ100%地産地消の公民館



平成30年7月豪雨で被災し、長らく使用できなかった北陵地域公民館。安全性の高い場所へ建て替え、環境にもやさしく、これまでの「使う」公民館から、新時代の「つくる」公民館へ進化します。

2022年3月誕生 新・北陵地域公民館 のコンセプト

**生きがいをつくる
公民館**
生涯学習と
社会教育の拠点

**エネルギーをつくる
公民館**
太陽光で完全
自家発電・蓄電

**安心をつくる
公民館**
避難所の機能強化
停電・断水対応

京都産の
木材を使うん
やって

太陽光発電量(推定)
年間34,000kWh
(一般家庭10戸分)



雨水タンクは
非常時の飲料
水にもなるなあ

木造平屋建 延べ床面積43466㎡ 省エネ対応(LED、断熱)
研修室、和室、調理実習室、談話室、多目的ホール、授乳室、事務室

電気自動車からも
電源供給できるんやね

蓄電池に3日分
の電力を貯蓄
できるって

エネルギー地産地消！
CO2排出ゼロ！



福知山市
Fukuchiyama city

は再生可能エネルギーで、環境・経済・社会の好循環を生み出し、SDGsに貢献します

つくる

市民の屋根の太陽光や、市内
のメガソーラーの電気を、市内
で買い取って、市内でつかう

エネルギー地産地消プロジェクト

とどける

福知山城や市内の小中学校、文
化施設などに再エネ供給開始！

新たな再エネ開発

利益は、地域で使う新たな
地産電気の開発に！

地域新電力

地域課題を解決

利益は、地域活動や福祉活動、
学校活動などの支援に還元！



ひろげる

再エネ活用で得た費用は、地
域の課題解決のため、地域
に還元

地産電力、CO2
フリー電気を発電

地域新電力が
地産電力、
CO2フリー電
気を集めて、
供給

グリーンエネルギー

再エネ普及で
地域内で経済の
好循環が図れる
お金もエネルギー
も地域内でまわす

さらにレジリエンス強化も

地産電力、
CO2フリー電
気を発電

しっかり断熱！
省エネで
安くつかう

家庭の余剰太陽光発電

ZEH、ZEBで再エネも省エネも

地域を支える再エネプロジェクト

福知山市 地域貢献型再生可能エネルギー事業

充電スポット
電気自動車

蓄電池

市公共施設
(庁舎・教育施設・文化施設等)
地域の余剰電気を集めて
庁舎や電気自動車に使用する

CO2フリー電
気を電気自
動車・蓄電
池へ貯蔵し
て利用

お城で全国初！
福知山城の電気は
CO2排出実質ゼロ

再エネ活用で福知山に
幸せを届ける麒麟がくる！

各避難所

緊急時には、電気自動車
や避難所などに電力供給
できる移動式蓄電池に！

福知山市 地域貢献型再生可能エネルギー事業

つかう

公用車のEV化で
避難所に供給できるようにして
防災に強い、強靱なまちづくりに

←北陵地域公民館



卒FIT電気を発電している
市民のみなさんへ

福知山市 地域貢献型再生可能エネルギー事業
エネルギー地産地消プロジェクト

みんなで支えよう！ 福知山城・小中学校の電気！

あなたがつくった卒FITの再生可能エネルギー電気が
まちのシンボル福知山城や子どもたちが通う小中学校などを
あたたかく照らします！



※ 再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱といった自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な 枯渇しないエネルギー源のことです。

※ 卒FIT電気とは、FIT(固定価格買取制度)のことで再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間(10kW未満の住宅用太陽光なら10年間)買い取ることを国が約束した制度)を卒業した電気のことです。

福知山市の公共施設は、順次、CO2排出実質ゼロ「再生可能エネルギー100%電気」へ

福知山市では、世界的な気候変動対策や脱炭素社会、SDGsの動きに応じ、令和2年4月から子どもたちが通う市内の小中学校（低圧電力除く）をはじめ、市庁舎、市民交流プラザふくちやま、各地域公民館等をCO2排出量実質ゼロの再生可能エネルギー由来の電気に切り替えました。

また、令和2年10月からは福知山城も再生可能エネルギー由来の電気になり、天守閣のなかの電力はもちろんのこと、毎晩福知山城を照らすライトアップも、再エネ由来のCO2フリー電気になりました。

ライトアップを含めて、再エネ100%電気を常時使用している天守閣のある城は、福知山城が全国初です。

このほか、各支所、厚生会館、総合福祉会館、斎場、佐藤太清記念美術館、日本の鬼の交流博物館なども順次、切り替えを進めています。

さらに、「福知山城」「小中学校」等の電気を、地域で生まれた再エネ電気へ

再エネ電気に切替えた市公共施設は、現在、全国の再生可能エネルギーを集めて使用していますが、これらの電気を今度は地域で生まれた再生可能エネルギーでまかないます。達成には、官民一体で取り組む必要があり、地域新電力と市民のみなさんの卒FIT・再生可能エネルギーが必要不可欠です。

ぜひご賛同いただき、市民が力をあわせて再建した「福知山城」を、

そして、地域の未来を担う子どもたちを、

地域でつくったクリーンな電気

支えていきましょう。

みんながつくったクリーンな電気を
まちのシンボル福知山城へ
未来を担う子どもたちへ



【申請・問い合わせ先】福知山市 産業政策部 産業観光課
〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1
TEL 0773-24-7075 FAX 0773-23-6537

5 推進体制

(1) 推進体制（令和7年4月1日施行）

本計画の推進体制は、福知山市エネルギー・環境戦略推進本部設置規程（令和7年4月1日施行）に基づき、福知山市エネルギー・環境戦略推進本部を設置し、総合的な推進を図っていきます。

福知山市エネルギー・環境戦略推進本部設置規程

平成11年7月30日

訓令甲第2号

庁中一般

各かい

（目的及び設置）

第1条 脱炭素社会・循環型社会の形成や、生物多様性の保全と利活用、生活環境の保全・向上に向けた取組を通じ、環境・経済・社会の好循環を創出し、持続可能な社会を構築することを目的として、福知山市エネルギー・環境戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、主管副市長をもって充てる。

3 副本部長は、産業部長をもって充てる。

4 本部員は、部長（福知山市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年福知山市条例第1号）別表第1の職務の級が7級の者及び福知山市上下水道部の企業職員の給与支給規程（平成25年福知山市上下水道事業管理規程第20号）並びに市立福知山市民病院職員の給与支給規程（平成5年福知山市病院事業管理規程第4号）の規定により準用する福知山市一般職職員の給与に関する条例別表第1の職務の級が7級の者。ただし、医療職を除く。）をもって充てる。

（本部長の職務）

第3条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第5条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) エネルギー及び環境に関する政策・事業の企画立案及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(作業部会)

第6条 推進本部は、前条の事務の推進を図るため、推進プロジェクトチームと各課にエコ推進員長及びエコ推進員を置く。

- 2 推進プロジェクトチームは、所属長から推薦された職員で構成する。
- 3 エコ推進員長は、各課長をもって充てる。
- 4 エコ推進員は、各課担当者をもって充てる。

(連絡会)

第7条 外部職場（上下水道部及び市民病院をいう。以下同じ。）との連絡調整を図るため、推進本部に連絡会を置く。

- 2 連絡会は、外部職場及び財務部財政課の各担当者をもって構成する。

(事務局及び事務局長)

第8条 推進本部に事務局を設け、産業部エネルギー・環境戦略課に置く。

- 2 事務局長は産業部エネルギー・環境戦略課長とし、事務局員は産業部エネルギー・環境戦略課企画係長をもって充てる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

【巻末資料】

資料 1 地球温暖化対策の推進に関する法律(第 21 条)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

1 3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

1 5 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。